

茨城県報

号外第35号

昭和61年3月17日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課)	1
●道路の区域変更(4件)(道路維持課)	1
●道路の供用開始(2件)(")	4

告 示

茨城県告示第403号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 日立市
- 2 事業の種類 日立市諏訪地域センター(仮称)新設事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 茨城県日立市諏訪町4丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
日立市役所

茨城県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長沖藤代線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字高須字松 3543-3番地先から	旧	最大 ^{メートル} 28.80	^{メートル} 144.00	
同郡 同町 同大字 字松 2531番地先まで		最小 12.20		
同郡 同町 同大字 字松 3544-1番地先から		最大 19.80	246.00	
同郡 同町 同大字 字松 2531番地先まで		最小 9.00		
同郡 同町 同大字 字松 3543-3番地先から	新	最大 28.80	144.00	迂回路撤去
同郡 同町 同大字 字松 2531番地先まで		最小 12.20		

茨城県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 124号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字木滝字国神 1007番地から	旧	最大 ^{メートル} 23.00	^{メートル} 4,025.00	
		最小 7.90		
鹿島郡鹿島町大字宮中字鹿島山 2306-1番地まで	新	最大 23.00	4,025.00	
		最小 7.90		
		最大 76.00	3,060.00	
		最小 40.00		

茨城県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡大洗線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町大字大貫町 同郡 同町 同大字 字舟渡2290番地先から 字寺釜357番地先まで	旧	最大 ^{メートル} 6.90	^{メートル} 617.00	
		最小 5.30		
同郡 同町 同大字 同郡 同町 同大字 字舟渡2290番地先から 字寺釜357番地先まで	新	最大 6.90	617.00	
		最小 5.30		
同郡 同町 同大字 同郡 同町 同大字 字舟渡2290番地先から 同郡 同町 同大字 字寺釜64番地先まで	新	最大 35.00	971.00	
		最小 25.00		

茨城県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字光1地先から 同郡 鹿島町大字粟生字東山 2638—3番地まで	旧	最大 ^{メートル} 24.00	^{メートル} 3,253.00	
		最小 6.00		
同郡 神栖町大字居切 同郡 鹿島町大字粟生字東山 字海岸砂地1909—23番地から 2636—12番地まで	旧	最大 45.60	4,079.50	
		最小 14.80		
同郡 鹿島町大字粟生字東山 2863—1番地先から 同郡 同町 大字粟生字東山 2638—3番地まで	新	最大 6.00	1,095.00	不用地処分
		最小 6.00		
同郡 神栖町大字居切 同郡 鹿島町大字粟生字東山 字海岸砂地1909—23番地から 2636—12番地まで	新	最大 45.60	4,079.50	
		最小 14.80		

茨城県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道下館筑波線
- 2 供用開始の区間
筑波郡筑波町大字国松316—2番地から
筑波郡筑波町大字国松298—2番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年3月17日

茨城県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和61年3月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道大洋鹿島線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁2654—2番地から
鹿島郡大洋村大字上沢字沢西原1018—5番地まで
鹿島郡大洋村大字上沢字沢西原1023—55番地から
鹿島郡大洋村大字上沢字田道南916—10番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年3月17日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所